

建設業退職金共済契約解除申請書
(兼)中小(大手)企業者でなくなった届(控)

建設業退職金共済事業本部 殿

2025年9月20日

共済契約者番号	9 9 - 9 9 9 9 9
---------	-----------------

申請ID : R2025070800001770

* 代理人欄については、共済契約者(事業主)が死亡等により不在である場合、その相続人が代理人となり解除申請することができます。
また、解散・倒産・廃業等の場合は、清算人又は破産管財人が代理人となり解除申請することができます。

申請者 (共済契約者)	住所	〒 1 7 0 - 0 0 1 3 東京都豊島区東池袋1-24-1ニッセイ池袋ビル	* 代理人	住所	〒 -
	名称	建設工業株式会社 東京支店		名称(氏名)	
	代表者	建設 雄太		契約者との関係	
	電話番号	03-9999-9999		電話番号	

建設業退職金共済契約を下記事由により「共済契約者証」を添えて解除申請いたします。

該当する申請事由欄にチェックを付けて、必要事項をご記入ください。

申請事由		提出書類
レ	1 . 解散・倒産・廃業となった	代理人による申請の場合のみ 共済契約者との関係を証明する書類(戸籍謄本、破産管財人選任書など)
	2 . 被共済者同意 (他の退職金制度へ切り替えたなど)	被共済者数 人 被共済者 3 / 4 以上の同意書(様式第 0 1 6 号)
	3 . 掛金納付の継続が困難となった	掛金の納付を継続することが著しく困難であることの厚生労働大臣の認定書

申請事由	共済契約者番号	共済契約者名
4 . 合併・事業譲渡のため		
5 . 共済契約者の登録が重複しているため		

申請事由	共済契約者番号	
6 . 中小(大手)企業者でなくなったため		

大手企業者とは、常時雇用する従業員が300人を超え、かつ資本金が3億円を超える企業となります。

- (注1) 申請事由が4で、事業譲渡先等が建退共の共済契約者である場合、その事業所の共済契約者番号、共済契約者名をご記入ください。
- (注2) 申請事由が4、5、6の場合は、移行後においても共済証紙は引き続き使用できますので買戻しはできません。
- (注3) 申請事由が6で、引き続き建退共制度の継続を希望される場合は、中小企業者から大手企業者になったときは「特別共済契約」を、大手企業者から中小企業者になったときは一般の「共済契約」を新たに締結して頂く必要がありますので、予め支部の窓口で加入手続きをお取りいただき、新しい共済契約者番号をご記入のうえ申請手続きをお願いいたします。この場合、共済契約者番号は変更になりますが契約は存続します。

申込受付結果送付先

お申込みいただいた情報（申請 I D : R2025070800001770）は、貴社内での承認を経て建退共に自動的に送付されます。
建退共内での手続きが完了すると、貴社にて指定された送付先宛てに交付対象物を送付させていただきます。

交付対象物 契約解除通知書

申請した支店

支店事業コード 0000000

支店事業名 建設工業株式会社

送付先

郵便番号 170-0013

都道府県市区町村 東京都豊島区東池袋

番地 1-24-1

ビル・マンション名 ニッセイ池袋ビル

宛先名称 建設工業株式会社 東京支店

部署等 総務